○文部科学省告示第百四十六号

重要無形文化財友禅の保持者森口平七郎（森口華弘昭和四十二年文化財保護委員会告示第八号）は、平成二十年二月二十日死亡したので、当該保持者の認定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項の規定により解除された。

平成二十一年八月四日

文部科学大臣　塩谷　立

○文部科学省告示第百四十七号

重要無形文化財歌舞伎脇役の保持者中村幸雄（中村又五郎平成九年文部省告示第百十二号）は、平成二十一年二月二十一日死亡したので、当該保持者の認定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項の規定により解除された。

平成二十一年八月四日

文部科学大臣　塩谷　立

○文部科学省告示第百四十八号

選定保存技術組踊道具製作の保持者島袋光史（平成六年文部省告示第九十二号）は、平成十八年一月十日死亡したので、当該保持者の認定及び選定保存技術組踊道具製作の選定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十八条第四項の規定により解除された。

平成二十一年八月四日

文部科学大臣　塩谷　立

○文部科学省告示第百四十九号

選定保存技術上代飾金具製作の保持者金江宗太郎（金江宗観昭和五十二年文部省告示第九十一号）は、平成十八年二月五日死亡したので、当該保持者の認定及び選定保存技術上代飾金具製作の選定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十八条第四項の規定により解除された。

平成二十一年八月四日

文部科学大臣　塩谷　立

○文部科学省告示第百五十号

選定保存技術表具用手漉和紙（美栖紙）製作の保持者上窪正一（昭和五十二年文部省告示第九十一号）は、平成十八年十一月二十二日死亡したので、当該保持者の認定及び選定保存技術表具用手漉和紙（美栖紙）製作の選定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十八条第四項の規定により解除された。

平成二十一年八月四日

文部科学大臣　塩谷　立

○文部科学省告示第百五十一号

選定保存技術建造物模型製作の保持者和田安弘（平成六年文部省告示第九十二号）は、平成十九年三月十一日死亡したので、当該保持者の認定及び選定保存技術建造物模型製作の選定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十八条第四項の規定により解除された。

平成二十一年八月四日

文部科学大臣　塩谷　立

○文部科学省告示第百五十二号

選定保存技術錺金具製作の保持者森本安之助（平成十年文部省告示第百五号）は、平成二十一年三月二十三日死亡したので、当該保持者の認定及び選定保存技術錺金具製作の選定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十八条第四項の規定により解除された。

平成二十一年八月四日

文部科学大臣　塩谷　立

○厚生労働省告示第三百九十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二十六条第二項の規定に基づき、次の健康保険組合の解散を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二十八条の規定により告示する。

平成二十一年八月四日

厚生労働大臣　舛添　要一

一　健康保険組合の名称　今井健康保険組合

二　事務所の所在地　北海道札幌市中央区大通東二丁目四番十五

三　設立事業所の名称及び所在地　株式会社丸井今井　北海道札幌市　外三事業所

四　認可の年月日　平成二十一年七月十六日

○厚生労働省告示第三百九十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる健康保険組合の名称を同表の下欄に掲げる日をもって同表の中欄に掲げる名称に変更することに係る規約の変更を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十一年八月四日

厚生労働大臣　舛添　要一

変更前の名称	変更後の名称	変更年月日
金商健康保険組合	三菱商事ユニメタルズ健康保険組合	平成二十一年六月一日
NIPPOコーポレーション健康保険組合	NIPPO健康保険組合	平成二十一年八月一日

○厚生労働省告示第三百九十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第三項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる健康保険組合の同表の中欄に掲げる場所における従たる事務所を同表の下欄に掲げる日をもって廃止することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十一年八月四日

厚生労働大臣　舛添　要一

健康保険組合名	所在地	廃止年月日
キッコーマン健康保険組合	兵庫県高砂市荒井町新浜一の一の一号	平成二十一年八月一日

○厚生労働省告示第三百九十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第三項の規定に基づき、次の表の第一欄に掲げる健康保険組合の同表の第三欄に掲げる事務所の所在地を同表の第四欄に掲げる所在地に変更することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十一年八月四日

厚生労働大臣　舛添　要一

健康保険組合名	事務所区分	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
鈴屋健康保険組合	主たる事務所	東京都港区北青山二丁目十二番二十三号	東京都港区南青山二丁目二十四番十五号	平成二十一年四月二十七日
全農健康保険組合	主たる事務所	東京都千代田区大手町一丁目八番三号	東京都千代田区内神田一丁目一番十二号	平成二十一年五月一日
沖電気工業健康保険組合	主たる事務所	東京都港区芝浦四丁目十一番十六号	東京都港区芝浦四丁目十一番十五号	平成二十一年五月七日
日本製紙健康保険組合	主たる事務所	東京都千代田区有楽町一丁目十二番一号	東京都千代田区一ツ橋一丁目二番二号	平成二十一年五月七日
第一屋製パン健康保険組合	主たる事務所	東京都小平市小川東町三丁目十六番二号	東京都小平市小川東町三丁目六番一号	平成二十一年五月七日
市田健康保険組合	主たる事務所	東京都中央区日本橋浜町一丁目十二番九号	東京都台東区蔵前一丁目五番一号	平成二十一年五月七日
安田健康保険組合	主たる事務所	東京都千代田区大手町一丁目五番四号	東京都千代田区大手町一丁目三番一号	平成二十一年五月十八日
ミドリ安全健康保険組合	主たる事務所	東京都大田区南馬込二丁目二十九番一号	東京都港区六本木三丁目一番三十号	平成二十一年五月二十五日
日研総業健康保険組合	主たる事務所	東京都大田区西蒲田七丁目二十六番十一号	東京都大田区西蒲田七丁目二十三番三号	平成二十一年六月一日
日本山村硝子健康保険組合	主たる事務所	兵庫県西宮市浜松原町二番十六号	兵庫県尼崎市西向島町十五番一	平成二十一年六月一日
フランスベッドグループ健康保険組合	主たる事務所	東京都新宿区百人町一丁目二十一番五号	東京都昭島市中神町千百四十八番地	平成二十一年六月八日
昭和リケン健康保険組合	主たる事務所	東京都中央区日本橋小伝馬町四番十一号	東京都中央区日本橋本町三丁目十一番五号	平成二十一年六月二十九日